

## 確定申告

### ○確定申告とは

確定申告とは、前年1月1日から12月31日の1年間で得た所得について、確定した金額を計算し、その所得金額に対して税額を算出し、申告することです。

所得税が、給料から天引きされていない人や、2ヶ所以上から給料を受けている人、給与以外に所得のある人などは、翌年の2月16日から3月15日までに、近くの税務署で「確定申告」をする必要があります。

### ○申告に必要なもの

- (1) 前年の所得を証明するもの（源泉徴収票や支払い証明書）
- (2) 扶養控除に必要なもの（本国にいる扶養者の出生証明や送金証明など）
- (3) 保険料控除に必要なもの（保険の控除証明書）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書または個人番号カード
- (5) 個人番号通知カード（個人番号カードがあれば不要）

### ○税金の還付

扶養家族が増えた場合や、多額の医療費を支払った場合、災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けたり、災害に関連してやむを得ない支出をした人、マイホームを新たに取得した人、年間収入がアルバイト程度で低い人などは、税務署に確定申告すると、5年前から遡って、税金の一部が返ってくることがあります。

この申告は、2月15日以前でも税務署で受け付けています。

在留資格の更新や変更のときに、確定申告の写しが必要になる場合があります。  
必要な人は、発行を申請してください。

問い合わせ先

- (1) 西宮税務署 0798-34-3930
- (2) タックスアンサーホームページ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介して、お問い合わせください。